

綾瀬市道路用地寄附取扱要綱

綾瀬市道路用地寄附取扱要綱（昭和63年綾瀬市告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に規定する道路以外の道路用地の寄附の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）私道 幅員4メートル以上の道路等で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という）第42条第1項第2号から第5号までに該当する道路。

イ 基準法第42条第2項に該当する道路で法による道路以外のもの。

ウ 基準法第43条第1項ただし書き空地に該当するもの。

（2）道路後退用地 法で規定する道路幅員から後退した道路用地をいう。

（3）道路用地 私道及び道路後退用地をいう。

（4）占用物件 法第32条第1項各号及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条各号に掲げる工作物、物件又は施設をいう。

（5）物件 占用物件以外のものをいう。

（要件）

第3条 本市が寄附を受けることができる道路用地の要件は、他に法令等の定めがあるものを除き、次の各号に該当するものとする。

（1）道路用地の土地所有者全員の寄附同意が得られること。

（2）道路用地は、すべて無償提供であること。

（3）道路用地には原則として占用物件がないこと。ただし、移転が可能な物件については、この限りでない。

（4）道路用地と他の土地との境界が明確であり、かつ、境界の承諾が得られること。

（5）所有権以外の権利を抹消できること。

（6）私道の起点及び終点の状況が次のいずれかに該当するものであること。

ア 起点及び終点が国道、県道、市道（以下「公道」という。）に接続していること。

イ 起点又は終点が公道に接続し、残りの一方が他の私道に接続し、その私道が公道に接続していること。

ウ 袋路状道路の場合は、当該道路の一端が公道に接続し、その延長が35メートルを超え、その幅員は6メートル以上とし、6メートルに満たない場合は、終端及び35メートル以内ごとに建築基準法施行令第144条の4第1項第1号のハの規定により建設大臣が定める自動車の転回広場が設けられていること。

(7) 私道が他の道路と同一平面上で交差及び接続している場合は、別表に定める角切りが設置されていること。

(8) 私道の排水流末が、公道又は他の公の排水施設において確保されること。

(申込方法)

第4条 道路用地の寄附を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、道路用地寄附申込書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事前調査)

第5条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、事前調査書（第2号様式）により調査を行うものとする。

(立会い)

第6条 申込者は、前条の調査完了後、寄附する道路用地の境界を明確にするため、道路用地（寄附）境界確定申込書（第3号様式）に、土地所有者全員の同意書その他関係書類を添えて市長に提出し、市職員の立会いを求めなければならない。

(決定通知)

第7条 市長は、前条の立会い完了後、受納の可否を決定し、道路用地受納決定通知書（第4号様式）により申込者に通知するものとする。

(登記等)

第8条 受納する道路用地の分筆、所有権移転等の登記手続は、市がこれを行い、その費用は市が負担する。

2 申込者は、前条に規定する通知があったときは、次の各号に掲げる登記書類を市長に提出するものとする。

(1) 土地所有権移転登記嘱託承諾書

(2) 印鑑証明書（市内在住者は印鑑登録証明書交付申請書）

(3) 資格証明書（法人のみ）

(4) 所有権以外の権利が設定されている場合は、抹消等に必要書類

(物件の移転)

第9条 寄附する道路用地に存する物件は、受納決定後所有者が速やかに移転を行うものとする。ただし、物件移転誓約書（第5号様式）を市長に提出した場合は、移転の時期を別に協議することができる。

(物件の移転補償)

第10条 市長は、物件の所有者の申請に基づき、移転する必要があると認めるときは、当該物件の移転補償を行うことができるものとする。

2 補償の対象となる物件は、門扉、塀等とする。

3 物件の移転補償を申請する場合は、物件移転補償申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補償額を決定し、物件移転補償決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

5 前項に規定する補償額は、次の各号のとおりとする。

(1) 市長が積算した基本補償見積額の100分の50以内の額とする。ただし、角切り用地に係る部分は100分の75以内の額とする。

(2) 前号の補償最高限度額は1件につき100万円とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、道路用地寄附取扱いに関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市道路用地寄附取扱要綱の規定は、この要綱施行の日以後に申し込みされたものから適用し、同日前に申し込みされたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

道路用地寄附に係る角切り基準

寄附する道路	接続する道路			
	幅員	4.5m以下	4.5mを超え5.0m以下	5.0mを超える
寄附する道路	4.5m以下	2.82m	3.00m	3.00m
	4.5mを超え5.0m以下	3.00m	3.00m	3.00m
	5.0mを超える	3.00m	3.00m	5.00m

備考

- 1 平面交差角は、直角又は直角に近い角度とする。
- 2 交差角120度以上の場合は、角切りは不要とする。
- 3 市長が道路行政上特に認める場合は、角切りの延長を緩和することができる。
- 4 他に法令等の定めがあるものは、現地に規定のとおり角切りが確保されていること。

第1号様式（第4条関係）

道路用地寄附申込書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申込者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 () _____

綾瀬市道路用地寄附取扱要綱第4条の規定に基づき、次のとおり道路用地の寄附を
申し込みます。

- 1 道路用地の位置 綾瀬市 _____
- 2 申 込 筆 数 _____ 筆
- 3 添 付 書 類

案内図
公図の写し

第2号様式（第5条関係）

[illegible]

道路用地（寄附）境界確定申込書

年 月 日

綾瀬市長 殿

	住所	
申込者	氏名	印
	電話	()

綾瀬市道路用地寄附取扱要綱第6条の規定に基づき、道路用地として寄附する土地の境界を確定するに当たり、市職員の立会いを関係書類を添えて申し込みます。

- (1) 関係する隣接地権者に対しては、申込者において招集します。
- (2) 当日立会いをする地権者は印鑑を持参します。
- (3) 立会いの代理人を定める場合、委任状を持参します。

- | | |
|---------|-------|
| 1 土地の表示 | 綾瀬市 |
| 2 添付書類 | 案内図 |
| | 公図の写し |
| | 同意書 |
| | 地権者名簿 |

道路用地受納決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申込みがあった道路用地の寄附については、綾瀬市道路用地寄附取扱要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 決定の区分	☐ 受納する。		☐ 受納しない。 〔 理由 〕	
2 道路用地の位置	路線寄附	起 点	綾瀬市 番 地先から	
		終 点	綾瀬市 番 地先まで	
	一筆寄附	地 番	地 積	
		綾瀬市 番	. m ²	
		綾瀬市 番	. m ²	
		綾瀬市 番	. m ²	
		綾瀬市 番	. m ²	
		綾瀬市 番	. m ²	
3 受納する条件	1 次の書類を提出すること。 (1) 土地所有権移転登記嘱託承諾書 (2) 印鑑証明書（市内在住者は印鑑登録証明書交付申請書） (3) 資格証明書（法人のみ） (4) 所有権以外の権利が設定されている場合は、抹消等に必要な書類			
	2 寄附する道路用地に存する物件は、所有者が速やかに移転を行うこと。			

物件移転誓約書

年 月 日

綾瀬市長 殿

	住所	
申請者	氏名	印
	電話	()

私が所有する物件が、今回道路用地寄附を行う区域にあることを確認しました。

つきましては、この物件の移転を確実に履行することを誓約します。

なお、売買等で所有権が移転する場合は届出し、この内容を継承することを誓約します。

1 物件の所在地	綾瀬市
2 物件名	
3 移転時期	

第6号様式（第10条関係）

物件移転補償申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____ () _____

綾瀬市道路用地寄附取扱要綱第10条の規定に基づき、寄附する道路用地内に存在する物件の移転補償を次のとおり申請します。

- 1 物件の所在地 綾瀬市 _____
- 2 物件移転補償申請額 _____ 円
- 3 移転補償申請物件 別添見積書(写)のとおり

第7号様式 (第10条関係)

物件移転補償決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請があった物件の移転補償について、綾瀬市道路
用地寄附取扱要綱第10条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 物件の所在地 綾瀬市
- 2 物件移転補償決定額 円
- 3 移転補償物件